

危険な

令和7年度老朽危険空家等除却支援事業

上限

50
万円

空き家の解体費用 を補助します

地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため市内にある**老朽危険空家等**の除却(解体)を行う所有者等に対し、除却(解体)費用の一部を補助します。

対象となる空き家

- 年間を通して使用実績がない常時無人な状態の主に居住のための**老朽危険空家等**

※店舗、倉庫併用の場合は2分の1以上が居住用であること。

※老朽危険空家等の判断基準

- ・不良度の測定基準表の評点合計が100点以上
 - ・周囲に対する危険度が高いもの
- (詳しくは国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」を参照)

補助対象者

- 空家等の所有者または相続人
- 空家等が所在する土地の所有者または相続人

補助対象工事

- 補助対象空家等及びそれに付随する工作物を全て除却(解体)し、更地とする工事
- (解体業者は市内に本店、支店、営業所事務所等を有する業者に限る。)

補助内容

- 補助対象経費の3分の1

上限50万円

(家財道具、機械、車両等の処分に要する費用は含まない。)

申請期間

- 令和7年4月1日～

令和7年12月12日

※補助金交付申請書類受付先着順

※予算額(550万円)に到達した場合、補助金交付申請受付を終了

手続きの流れ

事前調査申請

市が調査判定

補助金交付申請

市が交付決定

解体工事实施

市への完了報告

市が補助金額決定

市への補助金請求

補助金交付

山陽小野田市市民部生活安全課 空き家対策室

☎:0836-82-1133 ✉:seikatsu@city.sanyo-onoda.lg.jp



スマイルシティ山陽小野田

よくある質問

Q1 現在居住している家屋を建て替える場合もこの制度の対象となりますか？

A1 空き家ではない場合、対象とはなりません。

Q2 亡くなった父親名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A2 相続人であれば申請できます。
ただし、申請者以外に空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。



Q3 老人ホームに入所している父名義の空き家を解体したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A3 所有者に代わり事業（解体業者と契約して除却（解体）工事）を行う場合、空き家所有者であるお父様の同意を得た上で、申請してください。
ただし、お父様以外にも空き家の権利を有する人がいる場合、その全員の同意が必要です。

Q4 市内に老朽危険空家等を所有していますが、市外に居住しています。補助金を申請できますか？

A4 申請できます。

Q5 解体業者は、市が指定する業者でなくてもよいですか？

A5 解体業者について、市の指定はありませんが、市内に本店、支店、営業所、事務所等を有する業者に限ります。



Q6 どの解体業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてくださいませんか？

A6 山陽小野田市の指名競争建設工事等競争入札参加資格者（解体工事）の一覧表をお渡しいたしますので、参考にしてください。

問合せ・申請先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1

☎ 0836-82-1133

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

